

保護者の皆様へ

清瀬市教育委員会

日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」のお知らせ

この災害共済給付制度は、日本スポーツ振興センターで事務の取扱いをし、学校管理下における児童・生徒の負傷などについて、健康保険法に規定する医療費に要した費用を補償し、保護者の負担を軽減しようとするものです。保険診療による医療を受けた場合、医療費総額の自己負担分と見舞金1割分が給付されます。

1 日本スポーツ振興センターへの加入

センターへの加入は、設置者（市）と日本スポーツ振興センターが契約することによって成立します。掛金は全額市が負担し、児童・生徒が入学と同時に同意書を取った上で加入しております。

2 対象となる範囲

学校の管理下で災害に遭い医療機関にかかった場合、初診から治癒までの医療費総額（保険医療でいう10割分）が5,000円（自己負担分1,500円）以上のもの。（保険点数500点以上の場合該当になります。）

- (1) 通学時
- (2) 各教科や学校行事などの授業中、休憩時間中
- (3) 運動会、遠足等
- (4) 部活動などの課外指導中
- (5) その他校長の指示または承認によって学校にいるとき。

3 受診について

現在、加入している健康保険証（3割負担）で受診してください。

親・子の医療証は原則として使用しないでください。

尚、親・子の医療証をお持ちの方で初診から治癒までの医療費総額が5,000円未満、（自己負担分が1,500円未満）の場合、公費負担分（親・子）を窓口へ請求することができますので領収書は必ず保管されますようお願いいたします。

（清瀬市子ども家庭部 子育て支援課助成係）

4 障害見舞金

学校管理下での災害がもとで将来回復が見込まれない場合は、その障害の程度により障害見舞金が給付されます。

5 給付金の請求・給付

学校で所定の申請書をもらい、医療機関で必要事項を記入していただき、学校に提出してください。後日、各学校の銀行口座に振り込まれます。

※詳しくは、裏面の災害共済給付制度のお知らせをご覧ください。